平成２７年（フ）第３７９３号
大阪府大東市三箇１丁目６番26号、前住所大阪府枚方市南中振２丁目10番16―18号
債務者　森岡　幸一
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９４１号
大阪府東大阪市南荘町８番30―605号
債務者　金井　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５３号
大阪府豊中市庄内西町３丁目19番15号
債務者　志場　　稔
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４６号
大阪府豊中市箕輪１丁目15番７号
債務者　末久　弘明（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３３号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目５番15号　医療法人慈勉会浦上病院内、住民票上の住所大阪市西成区岸里東１丁目23番４号　セザール天神ノ森　401号
債務者　谷　千代子
法定代理人成年後見人　谷　　敦司
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２３号
大阪市東住吉区今林２丁目25番26号
債務者　尾鍋　順平
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２７号
大阪市東住吉区矢田１丁目21番10号
債務者　角野孝こと　角野　　孝
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７２８号
大阪市東住吉区矢田１丁目21番10号
債務者　角野信子こと　角野　信子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６号
函館市中道２丁目13番４号　コーポ弥生105号
債務者　根岸　義文
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９９号
函館市柏木町５番10号
債務者　長浜　将太
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６２号
岐阜県大垣市南若森４丁目39番地　レスパスドルポⅢ　101
債務者　安田　亜耶
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
名古屋市天白区中砂町589番地　グランデ島田橋306号
債務者　鳴原　浩次
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５２号
名古屋市西区稲生町字杁先2200番地の10　キャパシティ702号
債務者　近藤　恵理
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
岐阜県可児市今渡1961番地２　フォーレス四季Ａ棟202号室、住民票上の住所岐阜県可児市今渡1202番地３
債務者　舟橋　美惠
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１５５号
高知市高須新町３丁目３番32―705号
債務者　岡村　裕也
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０４号
高知市北高見町50番地11　門田マンション202
債務者　山本　克己
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１７号
高知市秦南町２丁目21番５号　明坂荘102
債務者　山崎　礼子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで　高知地方裁判所破産係